

公職選挙法第二五三条の二関係事件の審理促進について

昭和33年7月18日刑一第118号高等裁判所
長官、地方裁判所長あて事務総長通達

標記事件特に被告人が国会議員である事件の審理促進について、昭和三十年三月二十八、二十九日の両日開催された全国刑事裁判官会同において、別紙(一)のとおり会同員全員一致の意見が表明されたこと、ならびに、その後法務省、最高検察庁および日本弁護士連合会と当事務総局において協議を重ねた結果標記事件特に国会議員その他当選人が被告人である事件の審理促進について別紙(二)のとおり意見の一致をみたことについては、同年四月二十三日最高裁判所刑一第六七号当職通達（昭和三十年五月一日付裁判所時報第一八二号登載）をもつてお伝えしたところですが、今回本月十、十一日の両日開催された全国刑事裁判官会同において、別紙(一)掲記の事項があらためて確認され、別紙(二)掲記の協議の結果が全面的に支持され、その励行に努めることとなりましたので、この旨それぞれ貴府管内各裁判官にお伝え下さい。

なお、法務省および日本弁護士連合会に対し、全国検察庁および弁護士会にも右の旨を周知徹底するよう依頼しますから念のため申し添えます。

「別紙・参考略（最高刑一第六七号参照）」